

平成24年10月25日

行為の許可手続きについて（お願い）

大阪府民の森内で行なう貼り紙、広告物の表示、業として行なう写真撮影、集会、展示会などを行なおうとする方は、大阪府民の森条例第2条の規定により、事前に行為の許可が必要です。

この事務は、現在、同条例第6条の規定により指定管理者である一般財団法人大阪府みどり公社がこれを代行しております。

本件許可の手続きを円滑に行うため、下記のことにご協力下さい。

記

1. 行為を行なおうとする方は、この条例の規定に該当するかどうかを含めて、事前に下記の連絡先に、ご相談下さい。
2. 許可申請書の提出は、同条例の審査基準で標準処理期間を「1ヶ月」と定めております。事務処理には一定の時間を要することから、ご協力をお願いします。

以上

【連絡先】

一般財団法人 大阪府みどり公社  
森林緑地チーム

06-6266-1038 Fax 06-6266-8665

E-mail:ryokka@osaka-midori.jp